

太平洋戦争期における日本軍のラバウル占領統治

— 日本側の認識とその実態 —

岩 本 洋 光

キーワード

ラバウル 占領統治 民政部

はじめに

東アジアにおける日本の植民地支配確立に抵抗する中国と日本の間で戦われた日中戦争が泥沼化し、日本とアジア・太平洋に植民地を領有する西欧植民宗主国との確執が激化すると、日本は活路を「南方」からの資源確保に求めた。^①

こうして一九四一年一二月八日に始まつた太平洋戦争の戦火は南太平洋のオーストラリア植民地であつた現在のパプアニューギニア（以後PNGと略す）と呼ばれる地域にまで拡大した。^②一九四二年一月二三日、日本軍は堀井富太郎少将率いる南海支隊をビスマルク諸島北端にあるラバウルに

侵攻させ、オーストラリア軍をわずか数時間で撃破した。^③そして、日本軍はラバウルの占領をPNG人のオーストラリア支配からの「解放」と宣伝した。ラバウルに海軍報道班員として派遣された推理小説家、海野十三はラバウルの現地住民を「新皇民」と呼んで次のように報告している。

パプア「現地住民—筆者註」たちが、突然その前に現れた皇軍に對し、いかなる態度に出るか、それは私たちにとつて興味ある問題でもあり、且つ、かなり氣懸かりな問題でもあつた。だが、全く豫期に反して、パプアたちは皇軍進駐のその日から非常なる好意を示し、全力をあ

げて協力した。別な言葉でいふと、皇軍の來るのを待ち兼ねてゐて、その姿を見ると、どつと皇軍の懷にとびこんできたのである。なぜそんなことになつたか。原因を探求すればいろいろとある。前統治者たるアングロサクソンどもの暴逆苛烈なる政治に膚げられてゐた彼らであつたことも、その原因の一つ。この地に三十数年の昔から滞留してゐた先驅日本人たちの日頃の恩威に對し、彼らが心から日本といふ國を敬愛してゐたといふこと。突然彼らの前に現れた皇軍が、かねて天下無双の最強者と威張りちらしてゐた濠洲軍を、たちまち從えてしまつたその武威。それからちの、皇軍が彼らにかけた天性の優しい情けなど。原住民たちは素直であるだけに、からしことに強き感激を受けるのだ。

また写真報道誌である『アサヒグラフ』は、ニューアイランダ島ケビエンに日本軍が開設した現地住民向けの学校で日本語を学ぶ子供たちの笑顔や軍の支給した帽子をかぶつて道路建設に従事する現地の男性の姿を伝え、PNG人の親日性を報道した。これらが戦中のプロパガンダであることはいうまでもなく、これが日本軍占領の実態の全容であるとはいえない。だが、日本軍が「善政」を行ない、そのためにはPNG人が戦後数十年を経ても親日的であるとする

回想録がPNGからの帰還した人々によつてときおり公刊され、戦後日本人によるPNGにおける太平洋戦争認識の一角を形成していることは否めない。⁽⁶⁾

本稿では、こういつた認識を検証するため、太平洋戦争中の日本軍のPNG占領の中心地であつたラバウルの日本軍の占領方針および占領統治の実態を現地住民の統治に焦点を当てて解明したい。PNGを含めた「南方」と呼ばれた地域の従来の占領地研究では東南アジアを中心とした占領施策、労務者問題、占領地の農村への影響、戦後の独立運動との関連などについての研究がなされ、こうした「善政」觀が必ずしも実態を反映していないことは多く指摘されてきた。⁽⁷⁾結論からいえば、PNGもこれら東南アジア地域と同じ占領方針によつて統治されたため、PNG特有のきわだつた占領形態というものはなく、他の「南方」地域と同様の実態であつたといえよう。その意味で、本稿は単に占領地研究における未研究地域を埋めるだけにとどまるかもしれないが、本稿では先行研究の文字史料分析中心の研究手法を踏襲しつつも、戦争体験を持つ関係者からの証言を使い、現存する文書史料にはあまり記録されていない現地住民の統治について十分な検証を加えた。⁽⁸⁾

また、先に引用した海野の報告にもあるように、戦前ラバウルには日本人が在住していた。彼らの中には日本軍に

太平洋戦争期における日本軍のラバウル占領統治（岩本）

徵集され、現地住民労働者の管理など統治の矢面に立たされる任務を与えられる者があつた。また、現地住民の中からも日本軍に抜擢され、現地住民の監視役を担う者があつた。彼らの実態はあまり知られていなかつたが、筆者が行なつた聞き取り調査によつてその解明がある程度可能になつた。このことは、占領統治が日本軍と現地住民という二者の単純な支配・被支配関係にとどまらず、円滑な占領統治を行なうために両者の間に日本側と現地住民側の双方から中間的な任務を行なう者が存在したことを見してい。本稿では、これらの中間的な存在にも目を向け占領支配の構図を克明に描くことによつて、従来指摘されてきた日本軍政に関する一次史料の欠如を補い、占領統治のより正確な実態にせまりたい。占領統治の実態の解明はさらに発展して被占領民の世界観、政治意識の変容さらには戦争認識の研究を可能とするのだが、本稿ではPNGでの占領研究の端緒として、未だ詳細には明らかにされていない実態の解明に焦点を当てたい。

一、日本軍による「南方」占領

開戦前から「南方」上陸部隊が訓練を行い周到な準備を整えていたのとは対照的に、日本軍の占領地域での統治体

制の準備は実施要領、陸海軍の中央協定などを定めたのみにとどまり、具体的な統治策、人事決定等のほとんどは開戦後に行われている。つまり、占領統治に関して、日本軍は当初から具体的な青写真を持つていたわけではなかつた。しかしながら、日中戦争から太平洋戦争への拡大が日中戦争に必要な経済資源の確保であったことから、占領地域での石油、鉱産資源などの確保が緊急課題として認識されていた。そのため開戦後逐次決定されていった中央の決議はこれら資源の獲得に関する指示が多く、占領地域での統治政策の骨子となつた。一九四一年十一月二十日の大本營連絡会議で決定された「南方占領地行政実施要領」に示される通り、「軍政」あるいは「民政」と呼ばれた日本軍の占領地統治の特色は、まず「治安の維持」、それから「資源の確保」、そして「占領軍の駐留コストを軽減するための「現地自活」に帰結するのである。そして、この方針は開戦後次々に決定されていった具体的な統治施策に引き継がれていった。

二、ラバウル占領統治の方針と計画

(1) ニューブリテン民政部

PNGの占領統治は海軍が担当した。これは、陸軍の当初

の作戦計画にはPNGが含まれていなかつたことと、開戦直

前の一九四一年十一月二十六日に陸海軍の間で『占領地軍政実施ニ関スル陸海軍中央協定』が結ばれ、ニューギニア、ビスマルク諸島は海軍の担任区域となつてゐることによる。

開戦当初から、ソロモン諸島、ニューギニア本島での戦闘の補給基地として重要な戦略地点であったニューブリテン島北端にあるラバウルはPNGの民政の中心となつた。^{〔1〕}一九四二年一月二三日の日本軍のラバウル占領から一ヶ月あまり後の三月一〇日、第八特別根拠地隊の指揮下にニューブリテン民政部が設立された。続いて四月下旬にニューアイランド島北端のケビエンに出張所が設置され、ビスマルク諸島での民政体制が整備された。これより遅れて一年あまり後にニューギニア本島での民政が始まり、一九四三年二月一日、セピックのウエワクに第八海軍建設部本部を設置し民政を担当させた。しかし、戦局の悪化から、ウエワクの第八海軍建設部は翌年四月にはウエワク沖のカイリル島、さらに同月には蘭領東インド諸島のホランジャ（現在のイリアンジャヤのジャヤプール）に移動し、短命に終わった。その結果、ラバウルのニューブリテン民政部がPNGで長期間にわたつて民政を実行できえた唯一中心的な民政部となつたのである。

(2) 「根據地隊占領地行政実施要綱」

ニユーブリテン民政部の統治方針は第八特別根拠地隊が決定し、民政部は軍に隸属した。その具体的な活動方針や計画は、一九四二年四月一〇日に根拠地隊司令部によつて決定された「第八根據地隊占領地行政実施要綱」および「第八根據地隊占領地行政実施計画」（以下それぞれ「実施要綱」および「実施計画」と略す）に詳述されている。^{〔2〕}これらの方針や計画が実際にどの程度実行されたかについての詳細な検証は後の章で行ない、ここでは占領開始当初の日本軍の姿勢について検証していく。

「実施要綱」中の第一章の「綱領」では占領の第一の目的は戦略的なもので太平洋南部の守備固めとしている。ただし一九四一年一一月二〇日に決定された「南方占領地行政実施要領」と同年一二月一六日の閣議決定の「南方経済対策要綱」の骨子である「治安の維持」、「資源の確保」、「現地自活」とを追求すべき目標としてふまえるとしているところから、前述した日本軍全体の南方での占領方針がラバウルでも忠実に追従されたことを示している。海軍と陸軍の協力体制も一九四一年一一月二六日に決定された「占領地行政ニ関スル陸海軍中央協定」に基づいて確立されるべきであるとしている。

第二章の「統治」では、日本軍による統治は新しい統治

太平洋戦争期における日本軍のラバウル占領統治（岩本）

機関を設置するのではなく、残存するオーストラリアの統治組織ができる限り利用し、第八根拠地隊は統治の矢面に立つべきではないとする方針が次のように述べられている。

白人勢力ヲ芟除シタル殘存統治機關中央及地方行政機關、官廳、自治団体、經濟團体等ハ成ル可ク速ニ復舊セシメ當隊ノ指導ノ下ニ運營セシム。地方原住民族ノ統治ハ酋長(村長又ハ部落長)ヲ自治機關ノ中心トシテ中央又ハ地方行政機關ヨリ直接之ヲ指導シテ行政ニ當ラシムルヲ例トス。我統治上ノ要求乃至庶民ニ對スル軍政ノ浸透ハ極力右統治機關ヲ通ジテ行ハシメ當隊トシテ努メテ其ノ前衛ニ立ツヲ避ケルモノトス。⁽¹⁴⁾

このことは、日本軍の統治はPNG人をオーストラリアの植民支配から解放するのではなく、オーストラリアの支配体制を日本軍の支配体制にすり替えるだけだったことを端的に示している。また、オーストラリアの統治組織が残っていない地域では、臨時的な行政組織を編成し、在留邦人や信頼できる華人やPNG人、さらには日本軍に忠誠を誓つた白人の役人を徴用し、さらには現地住民の警察制度を復活させ、治安維持に当たらせることを計画していた。

日本軍は、その反面、現地住民への待遇においては条件付きながらもやや柔軟な姿勢をとった。「実施要綱」では「統治上差支ナキ限り」と断りながらも「原住民ノ信教及風俗

習慣並ニ私有財産ヲ尊重擁護シ」とある。しかし、この後には「庶民ヲシテ皇軍ノ威武ニ挽服シテ速ニ生業ニ復シ進ンデ當隊ノ施策ニ積極的協力セシムル如ク誘導ス」とある通り、懷柔策は日本軍に現地住民が積極的に協力するようになり向けるためであり、現地住民に手放しで信教の自由を与えた。彼らの個人財産を尊重するものではなかつた。⁽¹⁵⁾

また、「実施要綱」では現地住民に対して寛容な態度で接する重要性を強調するとともに、日本軍が現地住民に対する不満や不平を抱いていたことを示しておらず、この重圧を軽減するために現地住民へ「恩愛」を持って「宣撫」するとしているが、そうした姿勢は軍の権威を損なわない範囲で示さなければならぬとの条件を付けている。このような条件付きの懷柔策を用いることによって日本軍は現地住民に対して「眞ニ我方ニ信倚協力スルノ外方途ナキヲ自覺」させることを意図したものである。⁽¹⁶⁾

さらに「実施要綱」は日本軍の統治が少なくとも戦前のオーストラリア統治時代以上の「希望」と「幸福」を現地住民に期待させるようにしなければならないとしているが、

植民支配からの解放や現地住民による自決権などというような現地住民の独立に言及するような表現は一切ない。つまり日本軍は「解放軍」になろうとしていたのではなくオーストラリア人よりもよりよく現地住民に受け入れられる「新支配者」になろうとしていたことを示唆している。また「実施要綱」の全六章中の四つの章が産業開発や財政、物資の配給など占領地の経営計画に割かれているように、日本軍の占領が現地住民統治よりも資源確保などを重要視し、經濟的利益の獲得に主眼が置かれていたことを示している。しかし東南アジアの日本軍占領地域で石油、鉄鉱石などの資源が積極的に求められたのとは異なり、PNGの占領における現地資源の獲得は、日本国内で必要とされる戦争物資の需要を充たすためではなかった。現地の作戦行動の支援、すなわち軍が現地で自活できるような態勢を作ることを目標としていた。

占領各地域ニ現在豫見セラル重要資源ハ其ノ品種及量質共ニ未ダ必ラズシモ現在戦争遂行上重視セラル域ニ達シ非ズ從ツテ經濟及産業開発ノ目標ハ差當リ前記作戦目的達成上必要ナル軍自活及諸施策上ノ要求ニ應ズルヲ第一トシテ之ニ重點ヲ置キ……。
そしてこの現地自活を達成するために「開發ニ要スル人員資材ハ極力現地調弁竝ニ現地機構及組織ノ活用ヲ図ル」

として、現地住民から労働者を徵集、食料を徵發することを計画した。「実施要綱」では、經濟および産業の開発地域は、まずラバウル、ケビエンを重点とし、逐次ニユーブリテン島とニューアイルランド島の全域に拡大することを計画していた。産業別の具体的な計画もなされ、農業では米と野菜の生産に重点を置くとし、ケラバット川流域、バタル川流域、ブナカナウ高地などを耕作地として選定し、戰前ケラバットに置かれていた農業試験場を中心に農地を拡大していくこととしていた。この他、林業では現地部隊用の建築資材の獲得を目標とし、畜産では現地住民の所有状況を調査し増産に努めること、水産では同じく現状を調査し増産を図り、鉱業ではまず調査を、工業では既存の小規模造船所および修理工場、製氷工場、製材工場、発電所を整備して新たに水力発電所、製材所、農機具製作所の建設を考慮するとした。

第四章の「財政及通貨」では現地住民の福祉の増進目標としながらも極力現地行政機関の経費の節約を図り、通貨に関しては労働力と物資の調達のために軍票を使用するどしながらもその使用には制限を設けるとした。第五章の「蒐貨配給及交易」では、さしあたり現地で集荷できる物資としてコプラをあげ内地へ輸出する場合の統制機関との連携を規定し、第六章の「港湾、船舶、交通、通信」では、

太平洋戦争期における日本軍のラバウル占領統治（岩本）

交通機関は軍が優先的に利用すること、有線通信・郵便は軍が検閲し、個人宅を検査して私設無線通信を禁止しラジオも当分の間は没収することなどを定めている。

(3) 第八根據地隊占領地行政実施計画

「実施計画」は上述の「実施要綱」に基づいた実際の占領統治の具体的な実施計画である。「実施計画」の骨子は「実施要綱」とほぼ同じで、占領地統治における経済的な側面に重点を置いていることがうかがえる。

「実施計画」によると、統治地域はニューブリテン島、ニューアイルランド島、東部ニューギニア、ソロモン諸島とし、行政区画は戦前のオーストラリアの植民行政政府の区分に従うとした。統治組織もほぼオーストラリア植民行政政府のもとの同じであるが、中央から末端の現地住民までの統治を徹底させるための機能がきめ細かに定められ、計画上では現地住民も行政に参加できる仕組みになっていた。それによると、組織は「中央政廳」、「地方廳」、「部落機關」から成り、「中央政廳」はラバウルに設置され、第八根拠地隊の民政部が当分の間は施政に当たり、政廳の総督は第八根拠地隊の司令官が兼任することになっていた。「中央政廳」の組織は表1に示す通りであるが、必要となれば、総督の諮詢機関として在留邦人、華人、現地住民の有力者を選考し

て「参政委員会」を設置するとある。「地方廳」は「……支廳」と称され、「支廳長」の下に理事官、警視、警査、副警査数名が置かれ、副警査は現地住民から採用するとした。「部落機關」は村単位の行政機関で、軍が「酋長」と「副酋長」を任命し、中央からの命令の下達などの任を負うとしている。また、「土地法及資源開発法」を「実施計画」に盛り込み、現地住民の土地と資源の一括管理を試みた。この規定によると、統治地域のすべての土地と資源は当分の間は私有を認めないとした。この他、占領地開発のための民間企業の招致も占領行政の一環として規定されていた。

第二章の「行政、治安」では、現地住民の統治に当たつての具体的な方針が詳述されている。まず占領地域での掃討作戦と平行して、白人勢力の排除、現地住民の宣撫および現地住民の労役組織編成を推し進めるため、各地域の「有力酋長」を指導し、彼等の協力度の実績に応じて優遇を考慮することを規定した。また、現地住民警官の採用に当たつては、努めてオーストラリア統治下で警官としての経験を持つ者を採用することとした。さらに、現地住民間の争いごとを取り扱う法廷をオーストラリア行政政府時代の法廷に準じて設置すること、オーストラリア統治時代の学校を速やかに復旧し、日本軍から適任者を教師として現地住民および華人を対象とした学校を開き、その教科書をミクロネ

シアの南洋庁に要請して取り寄せるなどを立案した。

現地住民労働者の徵集についても詳しい規定がなされており、軍は最初から現地の労働力使用を占領統治の一貫として計画していたことが読みとれる。それには第八根拠地隊および各部隊がそれぞれ「労働組織」に着手し労働力を拡充すること、また労働者への待遇に関しては旧来のオーストラリア統治下での労働法を採用しながらも「恩威併用主義」をとり、後に進出してくる日本企業によつて労働者が虐待されることのないようにすることとするなど、現地労働者の待遇に関する配慮も示されている。また、「醫療及衛生法」も立案し、軍の作戦上差し支えのない限り各部隊は現地住民に医療を施すこととした。

「実施計画」の第三章以下の四つの章は財政、企業、食料、通信といった占領地経営面での計画に割かれており、「実施要綱」の内容と重複する面が多い。第五章の「食料、農林、水産」では食料生産についての細かな計画が耕作適地の測量、農作用種子や肥料、農水産業要員の確保、コブラ・プランテーションの經營の継続などについてなされており、「実施要綱」で掲げられた現地自活を占領当初から本格的に実行しようとしていたことを如実に示している。

表1. ニューブリテン民政部組織表

部長	首席参謀	補佐官	分担
部員	後任参謀		行政一般
	機関参謀		産業交通
	主計長		財政
内務次官 A	内務属		組織、衛生、土木、教育其ノ他行政一般
内務次官 B	内務属		治安、司法、労務、宣撫
大蔵事務官	大蔵属		国有財産、財務、税務、金融、会社経理又給与、敵産処理
商工事務官	商工属 2名		物資蒐集、配給、交易、市場、工業、鉱業
農林事務官	農林技手、嘱託		農、水、畜、林業
通信事務官	通信書記		通信、郵政
通信技師	通信技手		交通、電気

出典：防衛研究所史料閲覧室史料、海軍、④戦闘詳報・戦時日誌 313、「第八特別根拠地隊戦時日誌 昭和十七年二月一日～二月二十八日」

太平洋戦争期における日本軍のラバウル占領統治（岩本）

(3) 組織

表1のニューブリテン民政部の組織表が示すとおり、民政部は民政部長の下に「内務次官」が行政・治安維持などを担当し、「機関参謀」、「大蔵事務官」、「商工事務官」、「農林事務官」が現地物資収集・産業開発などを担当する占領地統治機関としての機能をよく備えた組織だった。⁽¹⁸⁾初代部長は第八根拠地隊の松永敬介大佐だが、その他の上級部員は本国の各省庁から文官が抜擢され、「各省の俊才が揃つていた」という。

以上の部員に加えて、一九四三年九月には三〇名の若い人員が派遣された。彼らは一九四一年に拓務省の外郭団体として設立された民間学校「拓南塾」の卒業生である。「拓南塾」は「大東亜共栄圏」設立に必要な産業開発を手がける人員を養成する学校だった。⁽¹⁹⁾この三〇名は第二期生で、四個中隊に編成されて派遣され、「海軍理事生」と呼ばれ、ラバウルやケビエン近郊の農場などに配属され、現地住民を監督・指導して食糧の増産に従事し、第一線で現地住民と接する役割を担つた。⁽²⁰⁾

三、ラバウルの占領統治の実態

(1) 現地住民の回想

現地住民の側から見た日本軍の上陸から終戦までの占領統治は次の一連の証言に端的に表されている。現地住民の多くは日本軍の空襲と上陸によって初めて戦争が始まっていることを知り、ラバウル沖に日本軍の艦隊が停泊した時、日本軍の上陸を見てその大きさに驚き大部分はジャングルに逃げ込んだ。⁽²¹⁾ラバウル市街に近いバーイ村に住んでいたダンクス・トミラ（Danks Tomila）によると、上陸した日本軍は村人に危害を加えることもなく、村人と一緒にラバウルの町で商店などから略奪行為を行つたという。しかし、日本兵の態度は数ヶ月後から変化し始め、村人の大切な財産である椰子の木を勝手に切り、村は日本軍のものであると宣言し村人を追い払い、その結果、村人は村を離れてジャングルで新しい畑を作らなければならなかつた。また、日本軍は村人を労働者として徴集し、陣地構築や畑で農作業をさせ、作業中は食事は一日に一食だけ、多くの村人は飢えと栄養失調が原因となる病気に悩まされた。村人の中には空腹に絶えかねて日本軍の畑から作物を盗む者もいたが、見つかつた者は他の村人の前でむち打ちや斬首など厳しく処罰された。⁽²²⁾戦中、占領下で青年期を送つたジエイコブ・ティメレ（Jacob Timale）によると、日本軍は村人に日本軍への忠誠を強制し、従わない者は制裁を受けたと次のように語る。

これは日本軍が出した重要な知らせでした。日本軍は私たちに次のように言うことを強制しました。「ジャパン、ナンバーワン。アメリカ、オーストラリア、ナンバーテン」。こんな風にして私たちは日本軍の規則を覚えました。このように言わなき者は、顔を平手で殴られました。⁽²⁴⁾

そして村人が戦争の終結を知ったのは、日本軍がこの日本への忠誠を止めるようないいに来た時だった。

日本兵二人が私と友達を見つけました。彼らは埋設した電話線を掘り出す作業をしていましたが、私たちを呼びつけました。彼らは私たちと握手しようとした。私たちは「なぜ日本兵が握手しようとしているのだろう」と思い、とてもびっくりしました。彼らはただ作業をしていましたが、むろん日本軍がなぜPNGに侵攻したか知るべくもなく、オーストラリア軍が去り、日本軍が来ては去り、そしてまたオーストラリア軍が来ることによって戦争の経過を知つたようである。日本軍がいる間は日本軍に従うことを余儀なくされ恐怖におびえた日々を過ごしたというのに、筆者の聞き取り調査から得られた現地住民の証言の総括である。⁽²⁵⁾ 続くセクションでは、現存する文字史料に現地住民および元日本軍関係者などの証言を交えながら、占領統治の実態を検証していく。

(2) 日本民間会社および民間人の進出

民政部の設置後、軍の要請により日本本土やミクロネシアから民間企業がラバウルに進出し、主に食糧資源の開発、生産に従事した。一九四三年の末頃までのわずか二年にも満たない短い期間だったが、これらの企業は順調に経営を拡大し、それまでのラバウルでは見られなかつた大規模な

告します」と言いました。すると、彼らは言いました。「違うんだ。バン、バン起ころ、ストップ」。そんなふうにして、彼らは戦争が終わったことを私たちに知らせようと/or>して、彼らは私たちに電話線は私たちのものだと言いました。

太平洋戦争期における日本軍のラバウル占領統治（岩本）

農産物の生産を達成した。しかし、戦局が悪化し始めた一九四三年末頃から、ラバウルは常に連合軍の空襲にさらされることになり、企業の活動は事実上不可能となつた。

これら企業は軍の指揮下に置かれ、その労働力は民政部が供給を担当し、戦前からラバウルにいたラバウル以外の地域から労働契約を結んでプランテーションなどで働いていた労働者や近隣の村々から労働者が集められ、各企業に割り当てられた。進出した会社はそれぞれ、数百人の現地人労働者を使用し、現地住民はオーストラリア統治時代と同じように安価な労働力として、日本軍占領下の日本企業で働くこととなつた。各会社の経営内容は次の通りである。

一九四二年六月、ミクロネシアのアンガウルにリン鉱石の鉱山を經營していた国策会社、南洋拓殖会社がラバウルに到着し、野菜、タバコ、カカオの生産、製材所、セメント工場、ホテルを經營した。同社は一九四三年一一月の時点で九二名の社員をラバウルに派遣し、各農場や工場で、約四百人の現地住民を労働者として雇い、土地開墾や畑や農場での労働に当たらせた。同社經營のホテルは海軍士官専用で理髪所も備え、戦前からラバウルにあつたパシフィック・ホテルを日本から大工を派遣して日本風に改築したものがだつた。同社の報告書によると、ラバウルに進出して以来一五ヶ月の間に、一一〇〇トンの野菜を収穫し、現地住民の安価な労働力のおかげで利益をあげることができたと報告している。また、タバコの栽培では目標生産量に到達しなかつたが、月八万本のタバコを製造するまでに至つた。

南洋拓殖会社の子会社、南洋興発水産会社も一九四二年三月に進出し、ミクロネシアのトラック島から二隻のマクロ漁船を六〇人の乗組員と共にラバウルに派遣した。同社は一九四三年十月頃まで、ニューアイルランド島のケビエンを基地として操業し、同地に加工工場と製氷工場を造り、一ヶ月に平均約五〇トンの漁獲量を揚げた。

ミクロネシアで南洋拓殖会社に比肩し、砂糖製造を独占していた大会社、南洋興発株式会社も一九四二年三月にラバウルに進出し、貿易、野菜栽培、椰子プランテーション、石けん工場、製材所の經營に従事した他、米とカカオの生産も行なつた。同社はラバウル周辺のトベラ、ウラタワ、ラカンダに総面積一三五ヘクタールの野菜畑を作り、二五八人の現地人労働者を使って、一九四二年九月から一年間に一七七九トンの野菜を収穫している。同社の椰子プランテーション經營は一九四三年一一月までにラバウルのあるガゼル半島からニュー・アイルランド島まで拡大し、総面積六〇九〇ヘクタールの農園で、四四三人の現地人労働者が働いていた。また、椰子の実を加工した石けん工場では二五〇〇個の石けんが製造された。同社が精力的に取り組ん

だ米の生産はネズミによる被害を受け、大きな成果を上げることはなかつたが、七五ヘクタールの陸稲用の農地を開墾し、二八〇人の現地労働者が農作業に当たつていた。また、同社による力カ才生産は順調に伸び、一五〇人の現地労働者によつて計四トン収穫され、さらに製材所では八〇〇立方フィートの材木が製造された。

以上はミクロネシアから進出した会社であるが、日本本土から進出した会社では高桑産業株式会社と銚子醤油株式会社とがある。高桑産業株式会社は一九四二年七月にラバウルに進出し、米、力カ才、コーヒー、タロ、サツマイモ、タマネギ、タピオカなどの現地野菜を生産し、喫茶店も經營した。同社の農場は、ガゼル半島の内陸部のバイニン、ウナラマ、アリソンギに開墾され、二四〇人の現地労働者を使い、一九四三年一一月までにコーヒー四二トン、カカオ一三トン、現地野菜一六六トン、豆三トン、米一トンを生産した。同社はラバウル、ココボ、ケビエンにそれぞれ一軒ずつ喫茶店を開き、農場で生産されたコーヒー豆を使つてドリップしたコーヒーを出し、現地に駐留していた日本軍将兵の間で人気を博していた。銚子醤油株式会社は一九四二年一〇月にラバウルに進出し、醤油の他、味噌、清涼飲料水、菓子などを製造した。⁽³⁴⁾

以上の企業の進出に伴つて、一九四二年一二月、南洋開

発銀行の支店がラバウルに開設された。南洋開發銀行は一九四二年三月に占領地での通貨統制や敵国資産の処理などのために作られた銀行だつた。南洋開發銀行ラバウル支店は台湾銀行の經營下に置かれ、軍票の發行などを行なつた。⁽³⁵⁾

これら民間企業の進出は、短い期間であつたが、日本軍の駐留と共に、ラバウルの町を日本人町に変貌させた。ラバウル市街の主要な建物は日本軍によつて接收され、海軍、陸軍、憲兵隊の各司令部が置かれた他、日本人經營のホテル、喫茶店、雑貨店などに転用された。ラバウル市街は戦争中期以降の連合軍の爆撃によつて地上の建物はことごとく破壊されてしまつたが、終戦までの日本人人口は約五七〇〇〇人の陸軍將兵、三二〇〇〇人の海軍將兵、一五七〇〇人の軍属と合計約一〇万人余へと膨れあがつた。これに對して、開戦時のラバウル周辺の現地住民の人口は三七〇〇〇人ほどであつたから、ラバウル周辺地域はまさに日本人が圧倒する地域になつたわけである。⁽³⁶⁾

また、ラバウルには慰安所が數カ所に置かれ、約一〇〇人ほどの日本人と韓国人の慰安婦がいたといわれている。⁽³⁷⁾そのうちの一つは「チャイナ・タウン」と呼ばれたラバウル市街の華人地区の建物の一つを使用してた。慰安所は兵卒用と将校用に分かれており、兵卒用の慰安所の前には長い列ができるといった。また慰安所は日本軍將兵だけ

でなく、現地住民の中にも訪れることが許可された者もあつた。⁽³⁴⁾これら慰安所がどのくらいの期間に渡って開設されていたかについての軍の記録はなく帰還した軍関係者の記憶も正確な日時では一致しないが、慰安婦の多くは一九四三年末前後に従軍看護婦と共にラバウルを離れたとするのが妥当と思われる。

また、慰安所が存在したことにより日本軍将兵による現地住民女性への性的干渉がほとんどなかつたとする見解もある。⁽³⁵⁾しかし、戦争後期には慰安所は存在しなかつたことから、この見解は必ずしも當を得ていない。日本軍将兵の現地住民女性に対する強姦などを含めた性的干渉の実態を推測する上での尺度として、日本人と現地住民の混血児の存在の有無があげられるが、筆者がラバウル周辺で行なつた一九九五年から現在に至るまで断続的に行なつた聞き取り調査では、日本軍が残した混血児の存在は確認できなかつた。⁽³⁶⁾このことは日本軍の現地人女性に対する軍規は、慰安所のあるなしに関係なく、厳格に保たれていたことを示唆している。

（3）現地住民の統治

前述の「実施計画」では、現地住民統治の政治機関として、必要となれば民政部の諮詢機関として在留邦人、華人、

現地住民の有力者を選考して「参政委員会」を設置するとあつたが、占領期間中、「参政委員会」がこの正式名で設置されたことを示す記録はない。しかし、ラバウル周辺の村々の首長との会合として、戦前ラバウルに居住していた日本人を折衝役として、「酋長会議」が時折開かれた。⁽³⁷⁾だが、この会合は現地住民の「参政」を促すものではなく、むしろ日本軍の命令の伝達を円滑に行なうための連絡伝達の会合として機能した。

「酋長会議」で実際に日本軍の命令を現地住民に円滑に伝えるのに大きな役割を果たしたのは、戦前長年ラバウルに在住していた日本人の一人で開戦と同時に海軍に軍属として召集された田代恒助という南洋貿易会社ラバウル支店社員だった。田代は英語とピジン語に堪能で、戦前は現地住民、とりわけ華人の間で親しまれていた。⁽³⁸⁾田代の任務は通訳だったが、専ら民政部部員として村人との折衝に当たることが多く、元民政部員の回想によると田代は「常に原住民に対して温情主義を取り、従つて原住民からは、慈父の如く慕われ、如何なる難問が起きてても、同氏が立ち会うことで、全て円満に処理」されたという。田代は戦後、現地住民を殴打し殺害したとして戦争犯罪裁判で告発されたが、田代自身が無実を主張するとともに現地人教会関係者やオーストラリア地区行政官、華人が弁護するという異例の裁判

となつた。裁判では、戦中の田代は日本軍の任務は忠実に守つていたが、出来る限り現地住民保護の便宜を图つていたことが明らかになり、結局は有罪判決を受けたものの刑期は大幅に減刑された⁽⁴¹⁾。このことは、戦中、日本軍に軍属として召集されたラバウル在住者は必ずしも日本軍に全面的に協力したわけではないこと、そして彼らは戦前からの現地住民との友好関係と、その友好関係を損なおうとしている日本軍の手先となつてしまつたこととの板挟みになつてしまつたことを示している。

「実施計画」に規定されていた「地方廳」下の現地住民「副警査」数名は、実際には「ポリス・ボーア」と呼ばれ、民政部所属の「ポリス・ボーア」と共に憲兵隊所属の「ポリス・ボーア」が任命され、主に村人が日本軍の規則を守つているかどうか、および村人の中に連合軍のスペイガがいなかなどの監視任務に就いていた⁽⁴²⁾。また、「実施計画」の「土地法及資源開発法」では占領地域のすべての土地と資源は当分の間は私有を認めないとしたが、ラバウル周辺では現地住民から強制的に土地を接収されたケースと交渉によって接收され村民が別の場所に移動させられたケースが数件発生したにとどまつた⁽⁴³⁾。また、民政部では現地住民用の法廷を開設し、現地住民間の争い⁽⁴⁴⁾との処理に当たつた。

占領統治の当初、日本軍は先述の「実施要綱」にも見られたように条件付きながらも現地住民の統治に関して柔軟な一面を持つていた。このことは、一九四二年初め民政部が占領地財政の一助とするために時計などの輸入品に關税をかけてはどうかと当時の最高指揮官であつた徳永司令官に提案したところ、徳永が「今次大戦の基本理念からいえば、日本は原住民の一人ひとりに時計の一個宛々らいは無償で与え、現地文化向上の一助とすべきだ」とたしなめたという事にも表れている⁽⁴⁵⁾。しかしながら、軍が出した実際の命令にはこのような理念が必ずしも反映されてはいなかつた。連合軍の諜報資料の中に日本軍のラバウルの守備隊へあてた現地住民への対応に関する命令書がある。この中では現地労働力の活用が現地住民統治の主目的の一つであることが次の様に示唆されている。

この地域の原住民は一般に単純で従順であり、その支配者を尊敬する習慣がある。各村はその村の酋長（ある一定の地域や数ヶ村がまとまつてゐる地域では大酋長が酋長の上に君臨している事もある）の支配下にあるため、この酋長を通して村民に日本軍に対して好感を持たせる事が出来れば、統治は比較的容易であり、労働力の活用に大いに貢献できるのである⁽⁴⁶⁾。

労働力活用のために、命令書は「日本軍は彼らの生命財産を保護することを住民に認識させると同時に、（中略）日

本の力と威儀および日本民族の優秀さをよく理解させ、住民が我々を信頼、賞賛し、我々に対しても献身的になるようにならなければならない」としている。この命令は、日本軍が現地住民の統治に当たって現地住民の保護や生活の向上を第一に考えたのではなく、日本軍の作戦への貢献を第一に考えていたことを端的に示している。このような日本軍の利益優先に基づいた融和策は一九四二年一月にラバウルの第八方面軍司令部の司令官に着任した今村均中将が着任前の任地ジャワで採っていた方針であり、この今村が終戦までラバウルの陸軍司令官だった。このことは同様の方針がラバウルでも採られた可能性を示唆している。

このような柔軟策と平行して、日本軍が新統治者であることを現地住民に徹底させるために旧統治者の権威を損ねることも現地住民対策の重要な柱だった。日本軍上陸時、ラバウルには数百人の主に男性から成るオーストラリア人が残留していたが、彼らは日本軍に拘留され、その内から日本軍の労働に駆り出される者があつた。彼らに対する日本軍の待遇について次のような証言がある。

彼ら「残留したオーストラリア人」の生活環境は悲惨だった。拘留者は寝具もないコンクリートの床に寝かされた。食事は午後遅くなつて与えられた一食だけで、わずかな量が分配された。（中略）行政府の書記官（H・H・ペー

ジ氏）が自動車で連れてこられた。彼は船から倉庫まで荷を運ばされた。彼は他の拘留者と同様に何度も蹴飛ばされた。（中略）数日後、農業省のマレー氏がケラバット「地名、ラバウル近郊の行政府の農業試験場のあつた場所——筆者註」から連れてこられた。（中略）彼は薪を切らされた。（中略）マントル氏（ラバウル地区行政官）は他の拘留者に紅茶を出す仕事を与えられた。原住民はこれらを眺めて笑つた。⁽⁴⁵⁾

現地住民にとって、それまで彼らが行なつていた肉体労働を白人が強いられている光景は、驚きであると同時に、新しい支配者の到来を示すのに効果的だつた。ラバウルに続いて占領されたニューアイルランドのケビエンでも、日本軍は現地住民を集めて彼らの目前で白人に浜から砂袋を運ばせたりした。⁽⁴⁶⁾

これとは逆に自ら軍規を統制することによって、日本軍の権威を高めようとする試みがあつたことが、住民と日本軍との接触に関する命令書に表れている。命令書は、日本軍将兵が村に立ち入り村人と同等の立場で話をする事と現地人女性に近づく事を厳重に禁止しているほか、住民の財産を尊重し徵集した物品に対しても適切な支払いをする事を命じている。⁽⁴⁷⁾このような日本軍の現地住民に対する軍律が実際に守られていたかどうかを評価する指針の一つとし

て、戦後連合軍によつて行なわれたラバウルでの戦争犯罪裁判で起訴された現地住民への犯罪件数があるだろう。デービッド・シンソンズの研究によると、PNG全体で現地住民への犯罪行為として有罪判決を受けたのは二三件である。⁽⁵⁾これには犠牲者を死に至らしめた虐待行為などといった重犯罪が主で、現地住民の畑から食物を盗むという様な軽犯罪は含まれていないが、仮にラバウル周辺での犯罪件数がこの二三件の大半を占めたとしても、この数値を約一〇万人にものぼる日本軍将兵の総数から比較すると重犯罪に関しては少なかつたといえるかもしない。

しかしながら、元民政部員の証言によると、日本軍部隊の半数以上は民政部が出した村人の畑への立ち入り禁止命令に違反し、村人の畑から作物を盗む事件が頻発したといふ。また終戦直後には、そのことが大きなトラブルに発展したことがあり、日本軍と武装した村人が対峙しあやうく武力衝突しそうになりこの民政部員が急遽出向いて仲裁したこと⁽⁵⁵⁾もあつた。このような現地住民の畑からの盗みや彼らの貴重な財産である椰子の実の盗みなどについてはラバウルからの帰還者の回想記にも見られる⁽⁵⁶⁾。これらは現地住民の財産を保護するということに関しては前述の日本軍の命令は徹底されていなかつたことを示している。

日本軍は現地住民に対する宣撫工作の一環としてラバウ

ル周辺各地に学校を開いた⁽⁵⁷⁾。筆者による聞き取り調査によると合計六校開かれたことが確認できた。これらはブナタニア村にあった比較的大きな学校の他は小規模な学校で、一五歳前後の男子が集められ、主に挨拶などの簡単な日本語、数の考え方、歌、敬礼などが教えられた。また、ある学校では年長者を選抜し、空襲時の対処法、敵機の確認方法、敵の上陸時における対処法などの軍事教練を行なつた。⁽⁵⁸⁾これらの学校の先生は民政部の若手部員でピジン語を習得した者が担当したケースもあつたが、各部隊が任意に選出したこともあつた。⁽⁵⁹⁾現在でもこれらの学校について日本軍占領下での唯一楽しい想い出として回想する現地の老人が少なくなく、半世紀以上たつた今でも日本語の歌を歌つたり数を数えられる老人がいる。⁽⁶⁰⁾

だが、以上のような日本軍の現地住民への姿勢は占領期を通して終始一貫していたのではなく、戦局の変化と共に「柔軟」から「圧政」へと変化した。連合軍の反抗は一九四二年半ばから開始され、一九四三年末までにニューギニア本島ではココダ、ブナ、ラエへと戦線が後退し、連合軍はニューブリテン島西端に上陸した。一九四三年半ばにはラバウルも連合軍による空襲に頻繁にさらされるようになり、制海権もほぼ失つてしまつた。このころ、今村中将是、ガダルカナルや東部ニューギニアでの敗退を鑑み、ラバウル

での自給体制を確立する計画の実行に着手し、軍の食料の大半は決戦用に備蓄され、全将兵が農耕作業を割り当てられることになった。そして一九四四年二月には勇名を馳せた「ラバウル航空隊」もラバウルからトラック島へと退却し、ラバウルは制空権を完全に失い、孤立化した日本軍はラバウルを要塞化すべく全長三〇〇キロメートルにもおよぶ長大な地下トンネルを張り巡らし連合軍の上陸に備えた。⁽⁶²⁾

戦局の悪化は、日本軍による現地住民の監視の強化、特にスペイ活動への警戒の強化につながった。事実、現地住民の中にはオーストラリアへの忠誠を捨てずオーストラリア軍の諜報部員として、日本軍陣地の偵察、連合軍機の爆撃の誘導、ラバウルでの破壊活動などを行なう者がいた。⁽⁶³⁾ 日本軍は連合軍に協力する現地住民や「コースト・ウォッチャヤー」と呼ばれたオーストラリア軍の諜報部員がラバウル周辺で活動していたことを探知しており、一九四四年になつて連合軍機による爆撃が正確さを増すにつれてこれら諜報活動への警戒を強めていった。⁽⁶⁴⁾ その結果、現地住民に少しでも不審な行動、不服従、日本軍への尊敬の欠如などを見いだすと連合軍への協力者とみなし、厳しく処罰し、これが日本軍による「圧政」となり「恐怖」による統治と発展したのである。

まず日本軍は現地住民の所在を監視するため村人の村か

ら村への移動を禁じ、村人は移動する際には許可証を持つていなければならなかつた。そして日本軍への忠誠を確認するのに「ジャパン、ナンバーワン。アメリカ、オーストラリア、ナンバーテン」と言わせるような手法を頻繁に用い、従わない者はビンタをするなどの制裁を加えた。⁽⁶⁵⁾ そして日本軍の規則に少しでも従わなかつた場合は公開で処罰を行なつた。とりわけ現地住民を恐れさせたのは、現地住民がそれほど重罪だとはみなしていかつた盜みに対する刑罰の厳しさで、刑罰の執行の際には村人が全員集められ、木の棒で殴られたり、木に吊されたりしたが、同じ盜みでも日本軍の食料を盗んだ者は斬首に処されたといふ。⁽⁶⁶⁾

日本軍が最も厳しく処罰したのはスペイ活動、連合軍への協力、情報の隠匿などで、これらの容疑をかけられた者の多くは処刑された。ラバウルの南のココボ地区では、スペイ容疑をかけられた現地住民のほとんどが処刑されたことが、「Patrol Reports」と呼ばれるオーストラリア行政府の地区担当官が戦争直後に行なつた村の実情報告中に詳しく報告されている。⁽⁶⁷⁾ この報告によると、ココボ地区的十七の村の全てで少なくとも一人か二人が「連合軍搭乗員の逃亡を助けた容疑」、「オーストラリア軍に入隊する意図で村を離れた容疑」、「オーストラリア軍を援助した容疑」、「イングリッシュ氏「オーストラリア軍の諜報部員—筆者註」と

連絡した容疑」などで処刑されている。⁽¹³⁾

戦後行なわれた戦争犯罪裁判の記録によると、現地住民だけでなく、ラバウル在住の華人、オーストラリア人、教会関係者もしばしば厳しく追及されたことがうかがえる。ある華人はオーストラリア軍部隊に日本軍の情報を流し、また日本軍に対してオーストラリア軍の所在地の情報を隠したという容疑で処刑された⁽¹⁴⁾。また、電球と英國国旗と銅線を所持していたことでスペイとみなされ斬り殺された華人もいた⁽¹⁵⁾。ある華人女性は情報を隠匿したとして憲兵によつて性的な拷問を受けた⁽¹⁶⁾。ラバウル近郊のケラバットでプラントーションを経営し開戦後も同地に残留していたオーストラリア人家族三人もスペイ容疑で処刑された⁽¹⁷⁾。また、日本軍の警告を無視して教会で集会を開いたことで憲兵隊に薬殺された現地人伝道者や、情報を隠匿したとして拷問を受けた現地人シスター達もいた⁽¹⁸⁾。

これら一般人に対する警戒の中で、日本軍は教会関係者、特に英語を解する現地住民聖職者を一様に連合軍のスペイではないかと警戒し、教会の活動を制限した。ココポ地区にあつたブナポペ聖心伝道教会 (Vunapope Mission of Sacred Heart) では、教会の敷地は鉄条網付きのフェンスで囲まれ、伝道者は全て拘留され厳重な監視下に置かれた。しかし、この制限は占領地全域で徹底されておらず村によつ

てその制限がゆるい村もあった。ガイアス司教 (Bishop Gaius) によると、日本軍はキリスト教教会の活動を原則として禁じたが、ブナマミ村など日本軍の監督の下で礼拝などを許されたところもあり、日本軍の教会に対する弾圧は戦争末期に強化されたが、これは日本軍が現地住民を空襲の危険から守る配慮からであつたといふ⁽¹⁹⁾。

これらの处罚の対象となつた者を摘発したのは、主に次のセクションで詳しく述べる「ボリスボーア」だつた。日本軍には村人との交渉役として戦前ラバウルに在住していた日本人を徴用して人心の把握に努め、ある程度の成功は収めたものの、村内の動向を直接把握する能力はなく、専ら「ボリスボーア」に頼るしかなかつた。「ボリスボーア」は、武器こそ支給されなかつたが、日本軍から制服を支給され、村内を巡回し、あるいは村人の密告を受け、スペイ容疑者などを摘発した。彼らは村人に日本軍憲兵と同様に恐れられ、村人は日本軍のみならず同胞からも監視を受けるという構造にさらされることになつた。

以上のような日本軍の厳しい監視下での現地住民と日本軍との関係は、戦前のオーストラリア植民政府との関係、すなわち支配者と被支配者との関係から実質的に変化することとはなかつた。しかし、このような状況下で個人的に現地住民と友好的な関係を築きあげた者もいた。ラバウル占

太平洋戦争期における日本軍のラバウル占領統治（岩本）

領の先陣を切った南海支隊の元少尉、柳場豊は次のように現地住民との交流の様子を回想している。

ラバウルの住民カナカ族と、真っ黒のソロモンボーアイも、南海支隊上陸の翌日からは、日本軍にいろいろと協力してくれ、「豪州人より日本人の方が好きだ」と言つていた。南海支隊の将兵は、彼ら住民と肩をならべて仕事をし、握手もし、食事もならんで食べた。黒人として差別されていた住民にとって、これらの細なことが、身にしみてうれしかつたらしく、日本人の方が好きだといったのは、お世辞ばかりではないと信じている。⁽⁷⁷⁾

この他、民政部の宣撫工作の一環として行なわれていた「巡回医療」で、村人に医療を施した衛生兵が非常に喜ばれ、治療を終えて村から帰つてくる時は、果物や豚、鶏などをもらつて来たという回想もある。また、現地住民の証言の中にも同じような友好的な関係を示すものがあり、医務隊だけが駐屯していたココポ地区にあるクナクナイ村の村人は、日本軍から医療を受け、子供たちは軍医や衛生兵から日本の歌を教わるのを楽しんだという。また占領当時、父が牧師だったト・キララの証言によると、彼の村に駐留していた日本軍は村人と仲良くなり、村人に食料など色々な物を与えたとある。⁽⁷⁸⁾

このような友好関係を示す回想記として最もよく知られ

ているのは漫画家の水木しげるの回想記だろう。ラバウル西方のズンゲンでの戦闘で負傷しラバウルに帰還した当時陸軍二等兵だった水木は、ラバウルの丘陵地帯のトマという村の村人との交流を『水木しげるのラバウル戦記』（一九九四年、筑摩書房）、『トベトロとの五〇年』（一九九五年、扶桑社）、『水木しげるの娘に語るお父さんの戦記』（一九九五年、河出書房新社）の中で描いている。そこには村人と水木との友情の発展の様子がユーモラスに書かれ、親切な村人のイメージが醸し出されている。しかし、筆者とのインタビューで水木は、この友好関係は水木個人と彼の部隊が駐留したトマ（Toma）の村人との関係であつて、日本軍とラバウル現地住民との関係全体を示すものではないことを指摘した⁽⁷⁹⁾。水木によると村人が日本兵に協力するようになったのは、占領当初に日本軍がラバウルの「大酋長」を三人殺したからであり、また終戦時村人が日本軍に対し敵対行為を表さなかつたのは、一〇万の兵隊を恐れていたからであつて日本軍が戦中「善政」を行つたためではないという。また、村人が親切にしたのは水木の部隊の中では水木だけで、他の日本兵は追い払っていたという。これは他の日本兵は村人を一段下の人間として扱つていたからであり、水木が仲良くなれたのは単に片腕を失つていたために村人が同情してくれたからだという。

日本軍と一部の現地住民との間に友好関係が存在したことは、ラバウルでの聞き取り調査に基づくアラン・レドレーの論文でも指摘されており、これによると友好関係は日本軍が十分な食料を保有し、連合軍の激しい空襲にさらされなかつた戦争前期の二年間に存在していたものだとしてい⁽⁸²⁾る。以上を総合すると、友好関係は日本軍の一部の部隊や個人との間、あるいは戦争初期に存在していたものであつて、必ずしも日本軍と現地住民との全般的な関係を示すものではなかつたことが推測される。

(4) 現地住民の活用

先述の「実施計画」にあるように、現地からの労働者の徴集は占領統治の重要な骨子の一つであつた。そしてその実行に当たつては、民政部が労働者の徴集および民間の会社や設営部隊などへの労働者の割り当てを担当した。これら労働者の総数は終戦時に日本軍から連合軍に提出された報告書によると、二六一七名となつていて⁽⁸³⁾いる（表2）。しかししながら、これはラバウル周辺で労務に就いた労働者の数であつて、例えは開戦初期に行なわれたポートモレスビー攻略作戦の運搬夫としてラバウルで徴集されブナに送られた約二〇〇〇人といわれる労働者は表2には含まれていない。⁽⁸⁴⁾表2中の「コントラクト・ボーア」とは戦前からプラン

テーション労働者としてPNGの他の地域からラバウルに来ていた現地労働者であり、彼らは数年の労働契約、すなわち「コントラクト」のもとで労働していたため一般に「コントラクト・ボーア」と呼ばれた。これらのプランテーション労働者と区別して「原住民」とはラバウル周辺の現地住民を示していると思われる。表が示す通り、労働者の多くはこれら「コントラクト・ボーア」と呼ばれる、いわば他の地域からの「出稼き労働者」で、戦前の彼らの実数は一九四〇年の統計によるとニューブリテン島全体で一一〇二四人だつた。彼らの大半はプランテーションが集中するラバウル周辺にいたと思われるが、日本軍はこれらプランテーション労働者を軍の労務に転用したわけである。これら戦前からラバウルにいた「コントラクト・ボーア」に加えて、日本軍は戦中ニューギニア本島のセピックのヤクムルから約一〇〇〇人の労働者を徴集しラバウルに送るなど、ラバウル以外の地域からも労働者を徴集した⁽⁸⁵⁾。さらに、中国広東州からのクリー、台湾奉公団、インド兵、インドネシア兵補など四〇〇〇人余りが労働者としてラバウルに連れ来られ主に農場などで労務に従事していた。⁽⁸⁶⁾

村人は日本軍からの労働者の要請は絶対服従しなければならない命令として服従した。このことは、日本軍が占領当初から命令に従わない村人に對し、公開の処罰を行なつ

表2. 終戦時ラバウルの現地労働者数と配置

部隊名	雇用者数		合計
	コントラクト・ボーイ (contract boys)	一般原住民 (ordinary natives)	
兵站部(Supply Corps)	1,534	—	1,534
建設隊(Construction Corps)	241	—	241
第28労務隊農園(28th Labour Corps Plantation)	4	292	296
第101労務隊(101st labour Corps)	4	53	57
原住民病院(Native Hospital)	32	15	47
第81警備隊(81st Patrol Garrison)	25	—	25
ブナカナウ地区(Vunakanau District)	15	—	15
マルキ地区(Maruki District)	22	—	22
民政部(Civil Administration Office)	380	—	380
合計	2,257	360	2,617

出典：Japanese Statistics - New Guinea Area, 20 September 1945, NAA, MP 1049 / 5-1877 / 13 / 336, 'Japanese Statistics New Guinea Area' より作成（和訳は筆者によるが括弧内は原文）。

ていたことから容易に推察できる。⁽⁹⁰⁾「日本兵に従わなければどうなるかわからない」というのが当時の村人の一般的な態度だった。また、ニューギニア本島で日本軍から逃亡した現地人労働者の証言によると、ブナに送られた数千人の労働者は日本軍にだまされてブナに送られたとするものもある。それによると、日本軍は盛大なシンシンと呼ばれるお祭りを催し多数の「コントラクト・ボーイ」を集め、彼らに対してニューギニア本島の出身地の村に返す約束をし、ニューギニア本島行き輸送船に乗せたのだが、実際はブナからココダ・トレインへの運搬夫として働く事になったとう。

ラバウルでの現地人労働者は農場での農作業、農場づくりのため開墾作業、飛行場の建設や補修作業、道路建設、港での荷役作業、木材の伐採や運搬などの労役に充てられた。⁽⁹¹⁾労働者への賃金は支払われたケースと支払われなかつたケースとがあり、労務の種類や労務が行なわれた時期や場所によつて労働者への報酬の支払方法が異なつていたと推測される。日本軍の報告書によると、一般労働者の一九四二年四月から一九四四年三月までの賃金は月六シリングで軍票で支払われたが、一九四四年四月以降は現物支給となり、少量の米、塩、タバコ、ラップと呼ばれた布を支給したとある。⁽⁹²⁾戦前のオーストラリア行政府の定めた現地

住民の労働者の最低賃金はニューギニア地域では月五ポンド、パプア地域では月一〇ポンドで、このうちから道具代や作業着代などが差し引かれ、残りの二、三ポンドが労働者の手に渡されるのが一般的だつた。⁽⁹⁵⁾これに比較すると、日本軍の賃金額は戦前の賃金より低かつた。筆者がラバウル周辺で行なつた聞き取り調査では全インフォーマント四人中十三人が労働と賃金について言及したが、そのうち現金あるいは軍票で支払われたとする者は三名だけで、残りの八名は食料だけを支給されて賃金は全く支払われなかつたと証言した。⁽⁹⁶⁾また戦後の研究ではトライ族と呼ばれるラバウルの現地人労働者には賃金は支払われなかつたとするものがある。

労働は長時間に渡る単調な作業で、それまで現地の人々が経験しなかつたもので、日本式の号令で始まり、休憩時間なども厳格に定められた厳しいものであつたとする証言が多い。⁽⁹⁷⁾この労働を体験したジェイコブ・ティメレ (Jacob Timele) は次の様に語つた。

日本軍は村人を捕まえて畑で働かせました。またトベラの飛行場やあちこちの村や町で働かせました。とてもつらい労働でした。本当につらい労働でした。私たちは日本軍の働き方を見てとても驚きました。朝八時に仕事が

始まつてから、村の男たちはただただ腰をかがめたり伸びたりして黙々と作業をしなければなりませんでした。日本兵が日本語で「切れ、切れ」と言つていました。日

本兵は男たちを長い一列に並ばせて、ブツシユ・ナイフを渡しました。そして、ボスが「カカレ」とかけ声をかけると、村人は腰をかがめてただひたすらに草を刈ります。休むことも一服することなくただひたすら働くだけです。一〇時になつて、「ヤスメ」の号令がかかつて始めて休むことができるのです。この時、この日の初めてのたばこを吸つたり用を足したりしました。そしてこの後すぐに、また「カカレ」の号令がかかり、働き始めるのです。四時に「ヤスメ」の号令がかかるとその日の仕事は終わりです。「ヤスメ」とは休憩の意味だとわかりました。昼には、日本兵は日本語で「オーケー、ボーキ、カム！メシ、メシ！」と言いました。「メシ、メシ」というのは「食べよう」という意味だと知りました。日本兵は食事を支給しました。米だけでしたが、私たちは食べました。それが昼休みです。そして一時から四時まで働きました。それが一日の労働です。本当につらい労働でした。

ティメレによると日本軍の出した労働のやり方や休み時間の命令に従わない者は木の棒で打たれるなどの制裁を受けました。

けたという。元民政部員も初めて現地人労働者の現場に派遣された時、仕事をさぼる労働者へは見せしめに籠の鞭で百たたきの处罚が加えられる現場を見て非常に驚き「自分は、こんなことをやるまいと心に誓つた」と回想している。しかし、これら労働の過酷さを強調する回想とは全く対照的に、ラバウルの南にあつたトベラ飛行場の第二八設営隊長は現地住民に対して懲罰などを与えず、よく働いた者に対する表彰制度を設けたり、休憩時間を厳守したりする事などによつて、三〇〇人余りの現地人労働者の協力を得ることに成功したとする回想もあり、労働者に対する待遇は各部隊の指揮官の裁量によつて異なるものであつた可能性を示唆している。⁽¹⁵⁾

日本軍はさらに現地住民を軍役に加え、戦力の一部として活用した。最も多いケースは憲兵隊員として徴集したケースで、正確な総数ははつきりしないが、現存する軍関係資料に表れる人数の合計などから推測すると、少なくとも數十名が憲兵隊員に選抜されたようである。また、民政部の元内務事務官の回想によると、占領直後に陸軍の憲兵隊から約四〇名のオーストラリア行政府の「原住民巡回」が民政部に引き渡され、以後民政部の「ポリスボーア」としての任務に就いたとある。彼らは「ケンペイ・ボーア」もしくは「ボス・ボーア」とも呼ばれ、月一〇シリングから四〇

シリングと労働者に比べると比較的高い給与を支給された。⁽¹⁶⁾彼らはラバウルの地元の現地住民、混血人、アイタペ、セピック、マヌスなど他の地域出身者などであつた。上述のオーストラリア統治時代の「ポリスボーア」を除けば、彼らの大部分は憲兵隊に加入を強いられた者であつたが、敵対関係にあつた村人に報復するため自ら進んで入隊を希望した者もあつた。彼らの主な任務は、村人が日本軍の規則に従つているか、あるいは村人の中に連合軍のスペイがないか警戒することで、日本軍の命令に従わない者に鞭打ちなどの处罚を加えることもあつた。その多くは武装されていなかつたが日本軍から階級を示す腕バンド、帽子、シャツを支給された。そして、これら現地人憲兵隊員は日本人憲兵隊員と同じく現地住民に恐れられていた。⁽¹⁶⁾

ラバウルの北に位置するワトム島出身で中国人の父と現地のトーライ族の母を持つ混血人、ジョセフ・トカンカンも「ポリス・ボーア」となつた一人である。トカンカンは筆者とのインタビューでは、自ら進んで憲兵になつたかどうかは明らかにしなかつたが、彼の任務は村人が日本軍の出した規則に従つているかどうかの監視、村人に連合軍のスペイがいかないかどうかの探索、村人に連合軍を見なかつたかを尋問することであり、スペイ容疑で村人が一〇人処刑されるのを目撃したという。トカンカンは日本軍を賞賛

し、日本軍は陣地構築や訓練など非常によく働き規律が厳しく、もし連合軍が上陸しても日本軍は負けることはなかつたと語る。

また、ラバウルの南にあるティンガナガリップ村のジェームス・タマットも憲兵隊員となつた一人で、彼は体格がよく弁舌に長けてるので憲兵隊に加入させられたといふ。⁽¹⁰⁾ 彼の村からは彼の他にも数名憲兵となつた者があり、彼らの任務は労働者を徵集したり、村人間のトラブルを仲裁することだったという。さらに憲兵隊のスペイとなつたとアラブ・ティバクは日本人憲兵と一緒に食事をしたり酒を飲んだりし、日本軍はいい軍隊だったと語る。⁽¹¹⁾

現地人憲兵の中には日本軍の権威を借りて住民に危害を与えることともあつた。ラバウルの後背地にあるバイニン地区の住民は、これら「ボリス・ボーア」、特にラバウル周辺以外の地域出身者から成る「ボリス・ボーア」による過酷な待遇を受けた。彼らについてオーストラリア行政官は次のような報告をした。

憲兵隊員となつた他の地域出身者は常に地元の住民を迫害し続けた。老人、女性、子供が荷物の運搬を強制され、ほんのわずかな抵抗や言い訳でもすれば、彼らは銃で撃たれたり、激しく殴打された。現地人憲兵はその権威を借りて女性を売春目的で獲得したり、妻として獲得した

りして、一人で満足しない時は二人、三人を連れ去ることもあつた。

これら憲兵隊員の他、一九四四年二月、ラバウルでは応急防疫隊が編成され現地住民約二〇名も隊員として加えられていた。また、戦争末期には戦闘員として現地住民が訓練されることもあった。民政部は現地住民の防衛隊として「鉄士隊」と名付けた現地住民による二〇〇名ばかりからなる軍隊を組織し訓練した。彼らは日本軍から簡単な制服を支給され武装された戦闘員として行進から武器の使い方まで実戦に耐えられるべく訓練を受けていたが、実際の戦闘に参加することはなかつた。さらに陸軍は、中野学校出身の下士官と憲兵、ラバウル所在部隊から選抜された下士官と兵、高砂義勇兵、現地住民兵とから成る総数五十数名の第六遊撃隊を一九四四年四月に編成し、数ヶ月に渡つてラバウル周辺の綿密な兵要地誌を作成し、猛訓練を行ない、遊撃戦態勢を整えていたが、戦闘を交えることなく終戦を迎えた。⁽¹²⁾

戦後、これらの現地人隊員の内、特に憲兵隊員は戦争犯罪裁判で起訴されることが多かつたが、その多くはやむを得なく日本軍に加わることを強制されたとみなされ、処罰を受けることは少なかつた。

むすび

日本軍の占領統治はその組織や方針から歴然とした植民地型統治である。日本軍の統治を戦前のオーストラリアの植民支配と比較するならば、最大の違いは日本軍はその強大な武力を背景として現地住民を厳重な監視下に置き、日本軍に服従しない者への厳しい处置を徹底して示し、絶対服従を強要する恐怖による支配を行なつたことである。本質的には、現地住民の労働力を使い、現地軍の自活生活を維持すべく食料生産を行なうことを統治の重点としたことに見られるように、戦前のオーストラリア植民支配下に見られたのと同じ植民地経営の構造が見られる。また日本軍の統治下では現地住民の民族独立といった思想が奨励されたこともなく、日本軍の占領統治が引き金となつて戦後民族自決の思想が表れたり独立運動の気運が高まることも全くなかった。現地住民の間で唯一芽生えたかもしれない政治的意識は、それまで白人だった植民支配者に有色人種である日本人が同列に加えられ、彼らの世界観が広がつたことであろう。かつて第一次世界大戦でオーストラリアによつてドイツ人植民支配者がニューギニアから驅逐されたのと同じように、今度はオーストラリア人が日本によつて驅逐されただけのことだ、四年間の日本軍の統治期間は、結局、

現地住民にとっては、支配者がオーストラリア人から日本人に交代しただけのことだつた。つまり、PNGにおける太平洋戦争は、古い植民支配者オーストラリア対新しい植民支配者日本の対決という帝国主義諸国との霸権争いである帝国主義戦争の一側面を明確に示した時期にすぎず、東南アジアで見られたような植民史に大きな転換をもたらす民族独立への触媒的効果もなかつた。それどころか逆にオーストラリアは戦後PNGの戦略的重要性を強く認識し植民地支配を強化したのである。それは、いうなれば、日本軍の占領はPNGの被植民の歴史を延長させるという、時代を逆行させる結果をもたらしてしまつたことを示している。

謝辞——本稿は次の各団体の研究助成により行なつた調査結果に基づいて執筆した。

- (1) 平成一〇、十一年度「文部省科学研費補助金国際学術研究『パプアニューギニアにおける太平洋戦争・占領地施策と歴史認識の形成に関する研究』(代表：東京家政学院筑波女子大学国際学部・ヘンリー・フライ)」
- (2) 平成十一、十二年度「大和銀行アジア・オセアニア財團研究助成金『パプアニューギニアにおける太平洋戦争——占領施策、歴史認識、被害、影響に関する研究』」

(代表：岩本洋光)。

(3) 一九九九年～二〇〇一年：トモタ財團研究助成金
'Remembering the war in New Guinea :
cross-cultural and indigenous perspectives' (代表
表 : Dr Peter Stanley, Research Centre, Australian

War Memorial)。

(4) 平成十三～十六年度：日本學術振興会科学研費補助金
基盤研究「ペプアニヨーギニアにおける太平洋戦争・占
領施策・歴史認識、戦争による社会変容」(代表・立教大
学文学部・豊田由貴夫)。

各団体の研究助成に深く感謝を表したい。

註
(1) 「南方」とは、一九三〇年代から太平洋戦争期に使われた
呼称で、主に現在の東南アジア、ミクロネシア、メラネシア
を総称しているが、日本軍の戦闘区域別の名称ではビスマル
ク諸島、ソロモン諸島、東ニヨーギニア方面は南東方面と呼
ばれ、現在のイリアンジャヤ（当時のオランダ領東インドネ
シアでニューギニア島の西半分）を含むインドネシア以西の
地域は南西方面と呼ばれた。

(2) パプアニヨーギニアを含む南太平洋での戦争は全体的には
アジア・太平洋戦争の一連の流れとして日中戦争から拡大し
て行なわれたものであるが、本稿でこの戦争に言及する場合、
地域の概念から呼び分けして、日中戦争から始まつたアジア・
太平洋全域での戦争を指す場合は「アジア・太平洋戦争」、
太平洋全域での戦争を指す場合は「アジア・太平洋戦争」。

(3) ラバウルは良港に恵まれ、太平洋戦争開戦直前までオース
トラリア植民行政府の首府が置かれていたところだ、これよ
り遡つて第一次世界大戦前のドイツ領時代も行政府が置かれ、
この地域の行政・経済の中心地であった。

(4) 海野十三・吉岡専造共著「一九四四、『ペプア』、北光書房、
東京、一一八頁。ここに紹介されている「先驅日本人」とは、
一九世紀初頭から当地に居住していた日本人のことであるが、

太平洋戦争期における日本軍のラバウル占領統治（岩本）

彼らは開戦直前にオーストラリア行政府に敵国人として逮捕されオーストラリア本土の収容所に送られていた。この日本人にについては拙著（1999, *Nanshin : Japanese settlers in Papua and New Guinea 1899-1949, Journal of Pacific History Monograph series, Australian National University, Canberra*）を参照された。

（5）朝日新聞社、一九四二、「南の果ての日本教育」、『アサヒグラフ』、九月一日号、朝日新聞社、一九七五、『アサヒグラフに見る昭和の世相（5）』所収、東京、六八〇六九頁。

（6）日本軍の「善政」観を示す回想録は次の通り。福永康夫、一九七八、「ソロモン諸島の作戦と私（五）」、『ソロモン』、九号、一五五頁。田中兼五郎、彦坂幸七、一九八六、「対談マダン～ラエ道を語る」、丸（別冊、太平洋戦争証言シリーズ）、一九七八、「ソロモン諸島の作戦と私（五）」、『ソロモン』、九号、一五五頁。田中兼五郎、彦坂幸七、一九八六、「対談マダン～ラエ道を語る」、丸（別冊、太平洋戦争証言シリーズ）、二二、地獄の戦場——ニューギニア・ビアク戦記）、二八九頁。佐藤太一、一九八九、「美しきラバウル」、千葉日報社企画開発局編、『パプア・ニューギニア 戰地巡洋の記』、岩手、三四頁。安川義雄、一九九二、「ラバウル戦跡巡回報告」、『海軍ラバウル方面会会報』、三〇号、二二二頁。

（7）代表的な先行研究は次の通りである。後藤乾一、一九八九、『日本占領期インドネシアの研究』、龍溪書舎、東京。倉沢愛子、一九九二、「日本占領下のジャワ農村の変容」、草思社、東京。池端雪浦、一九九六、『日本占領下のフィリピン』、岩波書店、東京。

（8）日本軍政に関する一次史料の欠如は研究者の間でよく指摘されている（後藤乾一、前掲書、五六〇五七頁など）が、PNGのケースもその例に漏れず、防衛省資料閲覧室の調査官によれば、ハトニに占領統治に関する民政部の記録はそのほと

んどが終戦時に焼却されたか戦争中の輸送中に連合軍の攻撃により喪失してしまつたであろうという。

（9）一般に陸軍では軍参謀長が軍政担当責任者（軍政監）となることになっていたため、陸軍による占領統治を「軍政」と呼び、海軍による統治は文官による統治であつたため「民政」と呼ばれている。小林英夫、一九九六、「東南アジア」、歴史学研究会編、『講座世界史八巻 戰争と民衆 第二次世界大戦』、東京大学出版会、東京、三五三～三七〇頁。

（10）代表的なものとして、一九四二年三月一四日に海軍が決定した「占領地軍政処理要綱」と一九四二年八月七日の陸軍の「軍政監指示」が挙げられる。

（11）高木惣吉、一九五九、「太平洋海戦史【改訂版】」、岩波書店、一八二～一八五頁。防衛庁防衛研究所戦史部、一九八五、『史料集 南方の軍政』、朝雲新聞社、東京、九六頁。

（12）ラバウルはオーストラリア植民行政府が置かれていたところで、天然の良港に恵まれ、港湾施設、空港などが整備されていた。

（13）防衛研究所史料閲覧室史料、海軍、④陸上部隊四、「昭和十七年四月十日 ラバウル八根機密綴」。「第八根據地隊占領地行政実施要綱」は「第一章 総領」、「第二章 統治」、「第三章 産業開発及生産拡充」、「第四章 財政及通貨」、「第五章 交易」の五章から成り、「第八根據地隊占領地行政実施計画」は「第一章 行政一般」、「第二章 行政、治安」、「第三章 財政、金融」、「第四章 企業並二物資蒐集配給及交易」、「第五章 食料、農林、水産」、「第六章 通信、郵政」の六章から構成されている。

（14）同上。

- (15) 同上。
- (16) 同上。
- (17) 同上。
- (18) ニューブリテン民政部の組織については太田弘毅が次の論文で詳しく解説している。一九八四年、「ニューブリテン民政部の統治－海軍軍政地域研究の一齣－」、『政治経済史学』一〇月、二二九号、一五二五頁。
- (19) 嘉屋貴、一九八一、「遙かなる青春 海軍の思い出」、安川編『回想のネーヴィーライフ－第三期短期現役海軍主計科士官文集－』、六八会文集刊行会、東京、一〇三～一一大頁。
- (20) 加藤政美、一九七八、「トバウルよ永遠に」、拓南塾史刊行委員会『拓南塾史』、東京、一五二～一六〇頁。
- (21) 筆者による「ヘルティナム・ウラワイ(Ferdinand Urawai)へのインタビュー」、二〇〇〇年七月二六日、東リポート、トバウル地区トマヤン村。
- (22) Tetaga, Jeremiah, 1973, 'The wartime experience of Danks Tomila', *Oral History*, No.4, University of Papua New Guinea, pp. 27-28.
- (23) 筆者による「ハイド・タイムズ」(Jacob Timele)のインタビュー、二〇〇〇年七月二九日、東リポート、トバウル地区グナンバ村。所用文は筆者によるメモ。日本語でシン語などの日本語への翻訳。
- (24) 「ナバーハー」、「ナバーハー」の「な、ナバーハー語」でそれやれ「最高、最強」、「最低、最悪」の意味である。
- (25) 同上。
- (26) 筆者による「トバウル周辺の現地住民へのインタビュー」、二〇〇〇年七月二二日～八月六日。
- (27) これら企業に関する事業内容は、別に脚注のない限り、すべて外務省外交資料館所蔵、「海軍南方軍政関係 海軍南方占領地区 ニューブリテン企業整理関係」(海一一一〇)に依拠してくる。
- (28) 草鹿、前掲書、一五二頁。
- (29) 小林英夫、一九九三、『日本軍政下のトジハ』、岩波書店、東京、一一三～一一四頁。
- (30) *Report to the Council of the League of Nations on the administration of the Territory of New Guinea* (1941, Commonwealth of Australia, Canberra, p. 134)
- ノーベルトバウル地区の賤母社町人口は North Tolai Division, South Tolai Division, Bainings ドルセヤビ、一八、二六八人、一二一、一九三八人、二九六人(合計三九、七五七人)である。
- (31) Interrogation Report, No. 25, 10.IR.25, ATIS (Allied Translation and Interpretations Service) Files
- (32) Lieut. Hen. Dawson to G.S.O.1, New Guinea Force, Port Moresby, 13 August 1942, National Archives of Australia (以後NAAと略す), AWM54-779/3/76, 'Interrogation of Rabaul Natives who had deserted from the Japanese, August 1942'
- (33) 旭園編、一九八一、「昆蟲、蟲いた、戦争の參」、山口一、アーチャーメル社(講談社出版)、東京、三六頁
- (34) Statement of Peter Lawrenceus Kyler, Rabaul, 10 September 1944, NAA, AWM54-779/3/93, 'Handling of personnel(civilian liberated from Japanese occupied territories. Report by Lt. Archer - Intelligence

太平洋戦争期における日本軍のラバウル占領統治（岩本）

Summary. Rabaul - Pondo Area by W.O. Robson, R.A.A.F. containing interrogation of Kyfert, Natives etc. brought out by Archer Patrol. Statement of evacuees from New Britain'

(35) 慰安婦がラバウルを離れた時期について記述したものはいくつかある。角田房子によればラバウルの元第八方面軍司令官

今村均へのインタビューをもとにして著した『責任 ラバウルの將軍今村均』（一九八四年、新潮社、二五八頁）では一九四三年九月に入港した病院船「ふえのすあいれす丸」すべ

ての看護婦と慰安婦を日本に帰国させたとあるが、從軍看護婦だった窪田まつゑの手記によると、一九四三年十二月三〇日にラバウルを出航した最後の病院船「吉野丸」に慰安婦が乗船していたとある（一九八九年、「南十字星の輝く戦場で、谷川美津枝、『女たちの遙かなる戦場 従軍看護婦たちの長かった昭和史』」九二頁）。同じように元第八方面軍第六憲兵隊憲兵、松田才二の『孤鷹の眼 — 隨筆戦陣余話 —』（一九九三、創刊社出版、東京、四五五頁）によると一九四三年十二月に慰安婦を病院船で帰国させたとある。また、元読売新聞ラバウル特派員だった山崎英祐の『ラバウル航空隊始末記』（一九六四、『中央公論』、第七九巻八号、八月、二二八～二二四頁）によると、一九四四年一月にラバウルの全女性は輸送船で帰国の途に着いたが途中で潜水艦に撃沈され、一〇〇人ばかりの慰安婦は奇跡的に助かった二名の慰安婦を除いてすべて死亡したといふ。この二名の慰安婦は他のもう一名の奇跡的に助かった微用船船長の妻だった女性と共に終戦まで、ラバウルで軍の厳重な監視のもとに保護されていたという。

また、終戦時、ラバウルに上陸した時の連合軍の記録には日

本人女性の存在を示すものは見あたらない。以上のようだ、慰安婦が引き上げた時期を含めて慰安所の開設時期についての回想はまちまちで、日本軍・連合軍による公式な記録もないから、正確な開設時期は推測の域を脱し得ないが、上述の回想記の最大公約数的などいふから慰安婦の多くは一九四三年末頃までラバウルにいたとするのが妥当と思われる。

(36) Leadley, Alan J., 1976, A history of the Japanese occupation of the New Guinea islands and its effects, MA thesis, University of Papua New Guinea, Port Moresby, p. 111

(37) 現在ラバウル周辺には日本姓を名のる混血人が在住しているが、彼らは戦前の現地女性と正式に結婚した在留日本人男性の子孫であつて、戦時中の日本軍が残した混血兒ではない。現在のラバウル住民の中には、の事情を知らず、ラバウルの日本人混血兒は全て日本軍によるものだとする者が多いが、これは誤りである。の混血兒については、拙著（1999, *Nanshin: Japanese settlers in Papua and New Guinea 1890-1949*, Journal of Pacific History Monograph series, Australian National University, Canberra）を参照された。

(38) 堀谷一郎、一九四四、「11月～12月、風土記」、『週刊朝日』、一月一六日、八頁。「酋長会議」が開催されていたことは、筆者による元民政部員へのインタビューでも確認できている（梶山隆次へのインタビュー、二〇〇〇年九月二〇日、東京）。

(39) 岩本洋光、一九九五、「太平洋戦争以前のペプアおよびニューギニアへの日本人出稼ぎ移民」、『移民研究年報』、創刊号、日本移民学会、東京、一〇三頁。

(40) 梶山隆次、一九九〇、「恩師田代恒助氏を偲ぶ」、『花吹

第三弾、ラバウル民政クラブ、東京、一五頁。

(41) 岩本、前掲論文、一〇一～一〇三頁。

(42) 筆者による梶山隆次「のインタビュー」(1990年九月)、〇田、東京。

(43) 筆者によるラバウル周辺の現地住民へのインタビュー、1990年九月、『ラバウル戦線異状だ』—我等かく生きかく戦えり』、光和堂、東京、九八～九九頁。

(44) 筆者による梶山隆次のインタビュー、前掲。

(45) 嘉屋貫、一九八一、「遙かな青春 海軍の思ひ出」、安川泰、瓜谷佑広編、『回想のネーヴィーライフ—第三期短期現役海軍主計科士官文集一』、六八会文集刊行会、東京、二三頁。

(46) A set of Japanese orders to the guard forces at Rabaul, 1 July 1942, NAA, AWM54-506/2/2, 'Intelligence Information Memorandum, No. 32. The Japanese attitude towards natives in New Guinea and the Solomons'.

(47) 前掲資料からの筆者による和訳。原文は、The natives of this area are in general simple and docile and have the habit of respecting their masters. Each village is controlled autonomously under its chief (sometimes there is a big chief over the chiefs of a certain area or a number of villages), and if you can get the chiefs to direct the people favorably it will make control comparatively easy and contribute a good deal of efficiency to the labour.

(48) 前掲資料からの筆者による和訳。原文は、Make them [New Guineans] realise that the Imperial Army will protect their lives and property, and that at the same time...make them understand well the great power and prestige of Japan and the superiority of the Japanese race and bring them to trust us, admire us, and be devoted to us.

(49) 今村の「ヤツでの融和策については、角田房子の『責任ラバウルの將軍今村均』(一九八一、新潮社、東京)、三四頁および三八三頁を参照。

(50) 残留者は電気技師など日本軍がラバウル駐留に必要と判断した数名を除いて、日本本国に抑留するため「ヤンティビデオ丸」に乗せられてラバウルを出航したが、この船はルソン沖で米軍の潜水艦に撃沈され全員が死んだ。このことは戦後の凶口感情を高めさせた。

(51) Statement of Peter Lawrenceus Kyler, Rabaul, 10 September 1944, NAA, AWM54-779/3/93, 'Handling of personnel(civilian)liberated from Japanese occupied territories. Report by Lt. Archer - Intelligence Summary. Rabaul - Pondo Area by W.O. Robson, R.A.A.F. containing interrogation of Kyler, Natives etc. brought out by Archer Patrol. Statement of evacuees from New Britain'、筆者による和訳。原文は、The conditions under which they [the whites] were forced to live were disgraceful. The prisoners had to sleep on cement floors without any coverings. They were given no food or water until late in the

太平洋戦争期における日本軍のラバウル占領統治（日本）

- afternoon when a menial quantity was doled out to them.....The Government Secretary (Mr H H Page) was brought in by motor car. He was made to carry cargo from the ships to stores. He was kicked several times as were most of prisoners.....Mr Murray of the Agricultural Department was brought in from Keravat a few days later....He was made to cut firewood.....Mr Mantle (District Officer, Rabaul) was forced to prepare tea for the other prisoners. Natives looked on and laughed.
- (52) 匣上[。]
- (53) A set of Japanese orders to the guard forces at Rabaul 証録抜粋[。]
- (54) Sissons, David, 1997, 'Sources on Australian investigations into Japanese war crimes in the Pacific,' *Journal of the Australian War Memorial*, April, Issue 30., website version (<http://www.awm.gov.au/journal/j30/sissons.htm>)。犯罪件数ばかりを論文[。]Table B : Australian war crimes trials (classified by victim)', (<http://www.awm.gov.au/journal/j30/trials.htm>) がある[。]
- (55) 筆者による梶山隆次ぐるべタム[。]前掲。
- (56) 門司親徳、一九七八、『空の海の底』—第一航空艦隊副官の回憶—』毎日新聞社、東京、一四二頁。大瀧光男、一九七四、「或の下級士官の記」、『戰友』NO.14、防衛研究所戦史部所蔵（南東・ヘロヤハムベタム・リヤ、一一頁）。
- (57) 筆者による梶山隆次ぐるべタム[。]前掲。
- (58) 一九九九年七月、一〇〇〇年七月から八月にかけての筆者による聞き取り調査では、タカブル（Takabur）、ナマスラ（Namanula）、ラマムラ（Ramalma）、タヴィリ（Taviriru）、ブタタバト（Vunatarua）、ラクナイ（Rakunai）と学校が開設されたのが確認された。
- (59) Sworn statement by Matsuda Kiyoshi, 27 April 1949, NAA, MP742/1-336/1/1955 BOX 2, '[9]155/1 - War crimes - Rabaul - New Britain'
- (60) 筆者による梶山隆次ぐるべタム[。]前掲。
- (61) 筆者によるサイラス・カラウマ（Sailas Urauma）[。]リタム[。]一九九九年七月十一日、ボーメサムベヌー。[。]リタム[。]（Berl Urabil）ぐるべタム[。]一〇〇〇年七月二二八日、東アリテンノ州コロボ地区ラルニア村など。[。]
- (62) 田中兼五郎、一九八〇、『ペナマニヨーギニア地域における日本陸海軍部隊の第一次大戦間の諸作戦』、日本ペパニアペニギニア友好協会、東京、九四～九八頁。
- (63) Leadley, 前掲書、一三三～一三七頁。
- (64) 田中、前掲書、九四頁。
- (65) 筆者によるネルソン・エレマン（Nelson Ereman: 一〇〇〇年七月二二五日、東ノホーリテンノ州ラバウル地区コロボ村）ぐるべタム[。]同様の語遣は、エスパン・ティボリン（Esmun Tirown: 一〇〇〇年七月二二五日、東ニユーブリテンホバウス地区ボロボノ村）[。]およびジョン・ヨハブ・ティメル（Jacob Timere: 一〇〇〇年七月二二九日、東ノホーリティメルノ村）[。]ホバウス地区ガナバ村ぐるべタム[。]かひも得られた。

(66) 筆者 ヤコブ・タイムル (Jacob Timele) <@ インターネット> 前掲。

(67) 筆者 マサムラ・カク が刊行の現地住民の「ヤハタヒー」11

〇〇〇年七月二二日～八月六日。

(68) ホーストワリア行政政府の地区担当官は「Patrol Officer」と呼ばれ、現地の言葉・習慣などに精通し、戦前から現地にいたるの担当地区の村の人口調査、衛生状況・作物の生産状況などを現地に直接赴いて調査報告するこれが任務だったため、戦中は連合軍の諜報部員として従軍するなどして、現地住民の事情について最も精通した役人だった。『Patrol Reports』に載せられた戦争被害報告書、現在ある文書の中でも、最も正確なPNG全域を網羅する記録がある。『Patrol Reports』の戦争被害を検証する上での史料としての質が、島本 信義 (IWAMOTO Hiromitsu, 'Patrol Reports : sources for assessing war damage in Papua New Guinea, (<http://www.awm.gov.au:8000/airp/ajp2.nsf/Web-Pages/SymposiumPapersOpenDocument>)』を参照。

(69) Police Boys, re the illtreatment of natives' (?) Record of Military Court, 6 April 1946, NAA, A471/1-80782, 'War Crimes. Proceedings of Military Tribunal Matsumoto, Tsugiji Ueno, Koichi Shiraki Jinichi'. ④の摘要を行なった憲兵は戦犯裁判で有罪判決を受けた。死罪も科された。

(70) Execution Mr. & Mrs. A.A. Harvey & Son, 12 October 1949, NAA, MP742/1-336/1/1955 BOX1, [3] New Britain 4 Part 3 - War crimes - Rabaul area - Matupi massacres'

(71) 遷移船による記録は Investigating officer's report, 12 August 1948, NAA, MP742/1-336/1/1955 BOX1, [1] New Britain 4 Part 1 - War crimes - Rabaul area' ④の摘要は、マタピにて記録は Fr. Josef Leo BRENNINKMEYER, member of the Mission of the Sacred Heart, Vunapope, interviewed at C.T.C. LAE, on Dec 45, NAA, AWM54-1010/9/117, 'Statements by Missionaries regarding the treatment of Prisoners of War and Natives during the invasion of New Britain' ④

(72) 20 August 1946, Patrol Officer, Douglas J. Parrish, Patrol report No. K1/46 of patrol to headwaters of the Warangoi river, Patrol Reports, E.N.B. KOKOPO 1946-1970, MCN 1036, National Library of Australia (?) NAA, AWM54-1010/9/119, 'Japanese Atrocities : Statements by Chinese and Native Witnesses'. ④ ④

ヘトヤスミは同様の虐殺や終戦区獄やなどを語る。
(73) Statement taken by Lieut. W.J. Lewer, 11 January 1946, NAA, AWM54-1010/4/161, 'Statements by Native

(74) Leadley, Allan, 1975, 'The Japanese on the Gazelle',

太平洋戦争期における日本軍のラバウル占領統治 (軍本)

Oral History, Vol.3, No.3, p. 68.

(7) 柳場豊、一九八九、「南海支隊クアム・ラバウル占領秘話」、『丸』(別冊、太平洋戦争証言シリーズ八、戦勝の日々)、二二八一頁。

(78) 大滝光男、一九七一、「吾が照空第一中隊の記」、『戰友』、NO.11(防衛研究所戦史部所蔵資料、南東、ソロモノスヤルク、一一七)、一九頁。

(79) 筆者によるキライス・セトカラマのインタビュー、前掲。

(80) To Kilala W., 1974, 'The Valley of the Prison', *Oral History*, No.5, pp. 14-15.

(81) 筆者による水木しづくのインタビュー、二〇〇〇年九月五日、東京。

(82) Leadley, 1976, 前掲書、七六～七七頁。

(83) 筆者による梶山隆次へのインタビュー、前掲。

(84) 戦中の正確な労働者数を示す軍の記録は現時点では見つかってこない。

(85) ラバウルから十人ほどの派遣された労働者は開拓地で勤務した。Hen. Dawson to G.S.O. 1, New Guinea Force, Port Moresby, 13 August 1942, NAA, AWM54-779/3/76,

'Interrogation of Rabaul Natives who had deserted from the Japanese. August 1942' があるが、筆者のラバウルでの聞き取り調査でも実際に派遣された労働者からの証言を得たところだが、数千人の労働者がブナからココナ・ランバウルにかけて運搬作業に従事した事実が確認できる。

証言者は以下の通り。ネルソン・トキル(Nelson Tokiel) (1900年七月十六日インタビュー、南北半島地区ハベル村)、トコブル・ラベル(Tokovul Lasle)(1900年七月

二九日イントラビュー、ラバウル地区第三タブイ村)、カイ・チュウ(Kai Chew)(1900年八月五日イントラビュー、ハベウル)。

(86) *Report to the Council of the League of Nations on the administration of the Territory of New Guinea*, 前掲書、二二五頁。

(87) GS (INT) MINUTE NO 7396, 24 January 1945, AA, AWM54-779/9/4, 'Interrogation of native evacuees from Pondo, Gazelle Peninsula, New Britain. Extracts from patrol reports by Lt. A.R. Archer civilians recovered from enemy occupied area. P.L.L. Kyllert and wife, 1944-1945'

(88) 森田親三、一九六四、「ラバウルにおける食料の現地自給はいかに行われたか1／2」、防衛研修所戦史室(南東、ソロモンビスマルク、三〇)、「陸上自衛隊松戸修身会需品学校分会需品科記事発行部、東京、九頁。および前川佳遠理、一九九七、「日本占領期インドネシアにおける現地人兵士たち――兵補制度の展開とその経験の受容」、『上智アジア学』、第一五号、東京、二二五頁。

(89) 筆者による梶山隆次へのインタビュー、前掲。

(90) 日本軍によるラバウルの村人への過酷な待遇は、ホーストリア国立公文書館の関係資料に多数見つかれるが、これらではその数点を上げておく。AWM54, 1010/9/117, 'Statements by Missionaries regarding the treatment of Prisoners of War and Natives during the invasion of New Britain.' AWM54, 1010/9/119, 'Japanese Atrocities : Statements by Chinese and Native

Witnesses,' MP742/1, 336/1/1955 BOX 2, '[11]155-War crimes - Rabaul - New Britain'. その他に、筆者
が一九九四年～二〇〇〇年に亘り行なったバウル周辺での聞き
取の調査で、日本軍の軍紀に従わなかった村人への処罰の厳
しさに觸する証言が多數聞かれた。また、元日本兵による回
想記中にも同様な記憶が記載されてゐる（間嶋満、一九九六、
『地獄の戦場』（ハーリット筆記）光人社、東京、一八頁）。

(5) Iwanoto Hiromitsu, 1999, *Nanshin: Japanese settlers in Papua and New Guinea 1890-1949*, Journal of Pacific History, Canberra, p.131

(6) Lieut. Hen. Dawson to G.S.O. 1, New Guinea Force, Port Moresby, 13 August 1942, NAA, AWM54-779/3/76, 前掲資料。同じ證言は、筆者による聞き取り調査のみの
聽ひねた（ショルト・イナンム・カラハヤFerdinand Urawai,
[1]〇〇〇年七月二十六日、ハグウル地区ハマニベ村）。

(7) 馬場巧、一九七八、「一期生三十人ラバウルに出現」、拓南
塾史刊行委員会『拓南塾史』、東京、[1]五三～[1]五四頁。奥
富正武、一九八二、「ラバウル海軍航空隊」、朝日新聞、
東京、[1]四三～[1]四四頁。

(8) Joseph Roca's statement, date unknown, NAA, AWM54-1010/9/127, 'File relative to the atrocities of Joseph Roca - alleged collaboration with the Japanese during the occupation of Rabaul - letters from Roca and Japanese Lt Commander Koike. Statement by civilians and natives'

(9) Japanese Statistics - New Guinea Area, 20 September 1945, NAA, MP1049/5-1877/13/366, 'Japanese Statistics New Guinea Area'

(10) 加藤政美、一九七八、「ハグウルは永遠だ」、『拓南塾史』、前掲書、一五九～一六〇頁。

(11) 奥富、前掲書、三五五～三五六頁。

(12) Interrogation of Sam of Akur Village, 18 October 1947, NAA, MP742/1-336/1/1955 BOX 2, '[11]155-War crimes - Rabaul - New Britain', Statement of Peter Lawrenceus Kyler, Rabaul, 10 September 1944, NAA, AWM54-779/3/93, 'Handling of personnel(civilian) liberated from Japanese occupied territories. Report by Lt. Archer-Intelligence Summary. Rabaul-Pondo Area by W.O. Robson, R.A.A.F. containing interrogation of Kyler, Natives etc. brought out by Archer Patrol Statement of evacuees from New Britain'

(13) 那水憲一、一九八九、「ラバウルを経営する」、『花
吹』第一号、ラバウル民政クラブ、東京、一八頁。

太平洋戦争期における日本軍のラバウル占領統治（原本）

- (104) Japanese Statistics-New Guinea Area, 20 September 1945, NAA, MP1049 / 5-1877 / 13 / 366, 'Japanese Statistics New Guinea Area'
- (105) Leadley, 前掲書、九〇頁。
- (106) 筆者による「一〇〇〇年七月廿四日がハドの筆者による聞き取り調査」。
- (107) 筆者による「ジョセフ・トカンカン (Joseph Tokankan) のインタビュー」、一〇〇〇年八月九日、題「モーハコト」州キング。
- (108) 筆者による「詹姆斯・タマト (James Tamat) のインタビュー」、一〇〇〇年七月二十七日、東リバーハコトノ州ラバウル地区トラインガナカリット村。
- (109) 筆者による「アラップ・ティバク (Arap Tibak) のインタビュー」、一〇〇〇年七月二七日、東リバーハコトノ州ラバウル地区ハクナイ村。
- (110) Patrol Report No. 2/46 of patrols in North Coast Bainings Division of Gazelle Peninsula, 15 October 1947, Patrol Officer Douglas J. Parrish, Patrol Reports. E.N.B. KOKOPO 1946-1970, MCN 1036, National Library of Australiaの筆者による解説。原文は「The foreign natives who became members of the Kempis [sic] continually persecuted the local population; old men, women and children were forced to carry cargo; they were shot, brutally beaten, and ill treated on the slightest provocation, or pretext. The Kempis natives

frequently abused their authority to obtain women by force for purposes of prostitution, and to obtain wives, not at times being content with one but taking two or three. いわゆる現地人憲兵隊員の中には戦後、戦争犯罪裁判で起訴され処刑されたものもいた。

(111) 草鹿、前掲書、一一〇五頁。

(112) 同上、一〇一頁。

(113) 筆者による梶山隆次「のインタビュー」、前掲。

(114) 中森茂樹、「一九六六、『瑞鶴飛行隊』、まだ全機還らず」、『丸』、一九七〇年一〇月、一六〇～一六一頁。

(115) 筆者による「ジョセフ・トカンカン、アラップ・ティバク」のインタビュー、前掲。

(立教大学アジア地域研究所研究員)

Realities of the Japanese Military Rule at Rabaul, New Britain Island, from 1942 to 1945

by IWAMOTO Hiromitsu

The Japanese Imperial Army occupied Rabaul from the early 1942 to the end of the Pacific War. It established a civil administration, *Minsei-bu*, in order to rule the local population. After the war, some Japanese expressed a perception on their rule as *zensei* [good rule], as the wartime propaganda highlighted the liberation of Papua New Guineans from Australian rule. Postwar memoirs of Japanese veterans indicated that the friendly association of Japanese with the local people contributed to the amicable relationship between them in the postwar period. However, the realities did not necessarily accord with these perceptions. The careful analysis of the policies of the civil administration shows that the Japanese did not intend to liberate Papua New Guineans from colonial rule. What they intended was to replace the Australian ruling apparatus with their own. The primary purpose of the administration was to assist military operations in facilitating local self-sufficiency and repressing anti-Japanese movement. Most villagers did not enjoy 'freedom' from colonial rule. The Japanese utilised the local labour force more systematically and forcefully than the prewar Australian administration. The Japanese employed lenient policies in the first two years, but their rule became harsh from the beginning of 1944 when Rabaul was isolated and left behind the defence line of a Japanese sphere. Although some cordial relationships developed between the Japanese and villagers, most Japanese kept their position as a 'colonial ruler.' In most cases, they could not become a better 'master' than their Australian predecessors. Instead they soon turned out to be a hard 'master' who ruled the villagers under fear. This paper attempts to shed light on realities of Japanese rule through analyses of both Japanese and Australian military records, postwar publications and oral evidence I collected from my interviews.